

放射能に関するQ&A

Q1 飲料水中の放射性ヨウ素に関する乳児の指標値である100Bq/kgを超える水道水を飲んでも大丈夫か？

A1 厚生労働省は、「指標値を超える水道水を一時的に飲用しても健康影響が生じる可能性は極めて低く、代替飲用水が確保できない場合には飲用（乳児による水道水の摂取を含む）しても差し支えありません。また、手洗い、入浴等の生活用水としての利用は可能です。」としています。

Q2 大人は今までどおり飲んで大丈夫か？

A2 原子力安全委員会が定めた指標値（放射性ヨウ素が300Bq/kg、放射性セシウム200Bq/kg）を満たすレベルであるので、飲用しても問題はありません。

Q3 乳幼児の飲用制限になるのは、何歳までが対象か？

A3 1歳未満の年齢の乳児が対象になります。対象となる年齢の乳児には、乳児用調製粉乳（粉ミルク）を溶かすのに水道水を用いないなどの対応を、お願いいたします。

Q4 この状態はいつまで続くのか。

A4 雨の影響などで、一時的に放射能レベルが上がることを考えられますが、その影響が解消されれば放射能レベルが低下すると考えられます。また、福島原発からの放射性物質の飛散量が減少すれば、水道水の放射能レベルも低下していくと考えられます。

Q5 なぜ、金町浄水場、朝霞浄水場、小作浄水場だけ分析しているのか？

A5 東京都水道局の水源は、主に利根川、荒川、多摩川水系があります。これらの浄水場

は、利根川水系の代表として金町浄水場、荒川水系の代表地点として朝霞浄水場、多摩川水系の代表として小作浄水場で測定をしています。

Q6 測定結果は公表するのか。

A6 当面は毎日測定し、結果についてはホームページで公表します。

Q7 近隣の地域では、水道水の環境放射能を測定しているのか。

A7 文部科学省は、「上水（蛇口水）について、毎日、水道蛇口から採取し、ゲルマニウム半導体核種分析装置を用いて核種分析調査を行い、定期的に可能な限り1日1回、自治体に報告を求める。」としています。分析結果は、文部科学省のホームページに公表されております。

Q8 飲食物摂取制限に関する指標とは何ですか。

A8 原子力安全委員会により、飲食物の摂取を制限することが適当であるか否かの検討を開始する目安として「指標」が示されています。

※放射性ヨウ素…300Bq/kg

放射性セシウム…200Bq/kg

一方、食品衛生法に基づく暫定規制値では、放射性ヨウ素が100Bq/kgを超える場合には、乳児用調製粉乳（粉ミルク）を溶かすのに水道水を用いないこととしています。

Q9 水源地や河川に雨が降っても問題ないか。

A9 雨が降った場合には、放射性物質の粒子が雨水とともに降下し、河川などに流入する可能性がありますので、水道局では、浄水薬品の注入量を増やしたり、粉末活性炭注入を徹底して、浄水処理を強化しています。

Q10 放射性物質は、浄水処理で除去できるのか。

A 1 0 放射性物質は、通常の浄水処理（凝集沈でん・砂ろ過）や活性炭処理の除去効果が確かめられています。

Q11 指標を超える数値が出た場合はどうするのですか。

A 1 1 原子力災害対策本部が飲食物の摂取制限について、検討、指示します。

Q12 指標を超過した水を摂取してしまった場合はどうすればよいですか。

A 1 2 厚生労働省は、「指標値を超過した水を一時的に摂取した場合において、直ちに健康に影響は生じない」としています。

なお、代替となる飲料水がない場合には、飲料しても差し支えないとしています。

Q13 指標を超過した水は飲用以外に利用できるのですか。

A 1 3 厚生労働省は、水道水が指標を超えた場合でも、入浴、手洗い等の生活用水としての利用には問題ないとの見解を出しています。